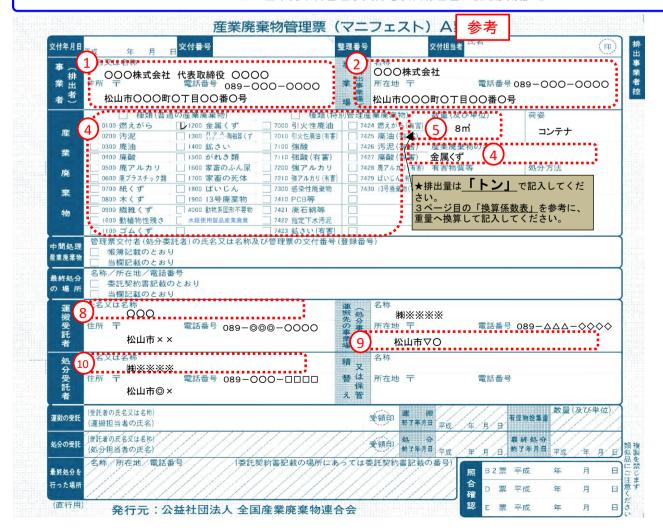


<注意事項>

- マニフェスト記載の事業場の名称、所在地を記入してください。(松山市への報告は、松山市内の事業場のみ)
- 3、6、7は、下記マニフェスト内には記入されていません。
- 報告書作成に当たっては、4ページ目「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記載要領」をご確認ください。



【参考】 日本標準産業分類

<注意点>

- ・ 事業場で複数の事業を行っている場合は、主たる業種1つを選んでください。
- 事業場が本社の場合は、会社全体の主たる業種1つを選んでください。

<インターネットによる検索方法>

下表より判別が困難な場合には、インターネットで業種区分を検索することも可能です。

【参考(総務省の管理する政府統計の総合窓口)】http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10)

(記入例)「06 総合工事業」 該当する業種の「数字2桁」+ 「中分類(業種名)」を記入

業種コードー覧表	業種コードー覧表	業種コード一覧表
A農業、林業	F電気・ガス・熱供給・水道業	K不動産業, 物品賃貸業
01 農業	33 電気業	68 不動産取引業
02 林業	34 ガス業	69 不動産賃貸業・管理業
B漁業	35 熱供給業	70 物品賃貸業
03 漁業(水産養殖業を除く)	36 水道業	L学術研究、専門・技術サービス業
04 水産養殖業	G情報通信業	71 学術・開発研究機関
C鉱業,採石業,砂利採取業	37 通信業	72 専門サービス業(他に分類されないもの)
05 鉱業,採石業,砂利採取業	38 放送業	73 広告業
D建設業	39 情報サービス業	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
06 総合工事業	40 インターネット附随サービス業	M宿泊業、飲食サービス業
07 職別工事業(設備工事業を除く)	41 映像·音声·文字情報制作業	75 宿泊業
08 設備工事業	H運輸業,郵便業	76 飲食店
E製造業	42 鉄道業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
09 食料品製造業	43 道路旅客運送業	N生活関連サービス業, 娯楽業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	44 道路貨物運送業	78 洗濯·理容·美容·浴場業
11 繊維工業	45 水運業	79 その他の生活関連サービス業
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	46 航空運輸業	80 娯楽業
13 家具·装備品製造業	47 倉庫業	O教育, 学習支援業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	48 運輸に附帯するサービス業	81 学校教育
15 印刷·同関連業	49 郵便業(信書便事業を含む)	82 その他の教育, 学習支援業
16 化学工業	I卸売業, 小売業	P医療, 福祉
17 石油製品・石炭製品製造業	50 各種商品卸売業	83 医療業
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	51 繊維・衣服等卸売業	84 保健衛生
19 ゴム製品製造業	52 飲食料品卸売業	85 社会保険·社会福祉·介護事業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	Q複合サービス事業
21 窯業・土石製品製造業	54 機械器具卸売業	86 郵便局
22 鉄鋼業	55 その他の卸売業	87 協同組合(他に分類されないもの)
23 非鉄金属製造業	56 各種商品小売業	Rサービス業(他に分類されないもの)
24 金属製品製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業	88 廃棄物処理業
25 はん用機械器具製造業	58 飲食料品小売業	89 自動車整備業
26 生産用機械器具製造業	59 機械器具小売業	90 機械等修理業(別掲を除く)
27 業務用機械器具製造業	60 その他の小売業	91 職業紹介・労働者派遣業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	61 無店舗小売業	92 その他の事業サービス業
29 電気機械器具製造業	J金融業, 保険業	93 政治·経済·文化団体
30 情報通信機械器具製造業	62 銀行業	94 宗教
31 輸送用機械器具製造業	63 協同組織金融業	95 その他のサービス業
32 その他の製造業	64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関	96 外国公務
	65 金融商品取引業,商品先物取引業	S公務(他に分類されないもの)
	66 補助的金融業等	97 国家公務
	67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	98 地方公務
		T分類不能の産業
▍よくあるお問合せ▮		99 分類不能の産業

4/2000回口口に

Q1. 廃棄物が少量しかなくても、 報告書の提出は必要ですか?

A1. 排出量に関係なく、マニ フェストを1枚でも交付して いる場合は、報告が必要です。

Q3. 提出は1部でいいのでしょうか? 受付印を押印したものを返送して ほしいのですが、可能ですか?

A3. 提出は1部で構いません。

メール・FAX・郵送・持参のいずれかの方法で 提出してください。

受付印を押印した報告書の控えが必要な場合は、

報告書の提出時にその旨をお知らせください。 窓口での提出時に対応するほか、メールやFAXで

返送いたします(郵送希望の場合は、郵送料分の切手を 添付した返信封筒を同封の上、提出してください)。

≪提出先≫

松山市役所 環境部 廃棄物対策課 〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 FAX:089-934-1928 E-mail: sanpaikanrihyou@city.matsuyama.ehime.jp

≪様式ダウンロード≫

Q2. 廃蛍光管を処分し、数量を「本」 で記入しているのですが、排出量 欄はどのように記載すればいいですか?

A2. 概数で構いませんので、1本あた りの重量に本数をかけてください。

Q4. 報告書を提出しない場合の 罰則はありますか?

A4. 報告書を提出いただけない場合には、提出 の勧告を行い、勧告に従わなかった場合は、 公表、報告書の提出命令を行うことがありま す。それでも提出されなかった場合は、罰則 の対象となります。

(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

前年度中に紙マニフェストを交付し



ていない場合や電子マニフェストを 利用している場合は、報告不要です

http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/download/kurashi/seikatukankyou/haisyutu/kanrihyouhoukoku.html

<産業廃棄物の番号、種類及び体積から重量への換算係数(参考値)>

番号	産業廃棄物の種類	換算係数
01	燃え殻	1.14
02	汚泥	1.10
03	廃油	0.90
04	廃酸	1.25
05	廃アルカリ	1.13
06	廃プラスチック類	0.35
07	紙くず	0.30
80	木くず	0.55
09	繊維くず	0.12
10	動植物性残さ	1.00
11	ゴムくず	0.52
12	金属くず	1.13
13	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	1.00
14	鉱さい	1.93
15	がれき類	1.48
16	動物のふん尿	1.00
17	動物の死体	1.00

番号	産業廃棄物の種類	換算係数
18	ばいじん	1.26
19	産業廃棄物処理物	1.00
20	建設混合廃棄物	0.26
21	安定型混合廃棄物(要内訳)	0.26
22	管理型混合廃棄物(要内訳)	0.26
23	自動車破砕物(シュレッダーダスト)	0.26
30	廃自動車	1.00
31	廃電気機械器具	1.00
35	廃電池類	0.30
40	動物系固形不要物	1.00
番号	特別管理産業廃棄物の種類	換算係数
70	燃えやすい廃油	0.90
71	特定有害廃酸	1.25
72	特定有害廃アルカリ	1.13
73	感染性廃棄物	0.30
74	特定有害産業廃棄物	1.00
99	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物	1.00
100	廃石綿等	0.30

※ 上記換算係数は、1立方メートル当たりのトン数 (t/m³)です。

体積m[®]の場合 ・・・ 重量(t) = 体積(m[®]) × 換算係数(t/m[®])

体積 ℓ の場合 ・・・ 重量 (t) = 体積 (ℓ) ÷ 1,000 × 換算係数 (t/m)

- ※ この換算係数は、あくまで概算で重量を把握するための参考値です。
- ※ 2 t 車 1 台といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、上記換算係数を掛けることで トン数を計算する方法があります。

くお問合せの多い産業廃棄物の分類について>

品目	産業廃棄物の種類
廃石膏ボード	「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」
コンクリートくず	・工作物の新築、改築又は除去で生じたもの →「がれき類」
	・製造過程で生じたもの →「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」
蛍光灯	「廃電気機械器具(水銀含有)」
混合廃棄物	建設系 →「建設混合廃棄物」
	・ 安定型5品目(廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び
	陶磁器くず、金属くず、ゴムくず) のみ → 「安定型混合廃棄物(要内訳)」
	・ それ以外のものが含まれる場合 →「管理型混合廃棄物(要内訳)」
	混合廃棄物に関する注意点



本来は、廃棄物の種類毎にマニフェストを交付する必要がありますが、 1 枚で交付している場合、「混合廃棄物」としてカッコ書きで複数廃棄物の 内訳を記入してください。排出段階で可能な限り分別し、これまでの運用 方法を見直し、廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付してください。

1ページ目に記載の番号 ①~⑪ と連動していますので、併せてご確認ください。

① 報告者

提出する報告者の<u>住所、氏名</u>(法人にあっては法人名及び代表者名)、<u>問合せができる電話番号</u>と併せて、<u>空</u>欄に担当者の所属、名前等を記入してください。

≪テナントの場合≫

ビル管理者等がマニフェストを交付している場合は、 報告書をまとめて作成し、報告しても構いません。

ただし、個別にテナントが交付したマニフェストがあれば、個々のテナントからの報告が必要です。

≪松山市以外の報告先≫

事業場がある都道府県又は廃棄物処理法上の政令市 に報告を行う義務があります。愛媛県内の事業場で松山 市以外の場合には、愛媛県各保健所への報告が必要です。

愛媛県 HP (産業廃棄物管理票交付等状況の報告)

https://www.pref.ehime.jp/h15700/manifest_report/index.html

② 事業場の名称及び所在地

マニフェストに記載されている事業場の名称、所在地を記入してください。

≪複数の現場から排出される場合≫

原則、事業場ごとの作成になりますが、<u>建設現場など</u> 短期間の現場が複数ある場合には、1事業場としてまとめて報告して構いません。その際、<u>松山市以外の事業場</u>分をまとめてしまわないよう注意してください。

③ 業種

2ページ目の「【参考】日本標準産業分類」の中から、 該当する業種のコード(数字2桁)と名称を記入してく ださい。複数の事業を行っている場合は、主たる業種1 つを選んでください。

④ 廃棄物の種類

3ページ目の「*産業廃棄物の番号、種類」*を参考に、 委託処理した<u>産業廃棄物の種類を記入</u>してください。

⑤ 排出量

前年度1年間に委託処理した産業廃棄物の量を集計 し、t(トン)単位で記入してください。

排出量が体積(㎡、ℓ)等で記載されている場合は、 3ページ目の「体積から重量への換算係数」を参考に、 重量(t)に換算し、「. (小数点)」と「, (コンマ)」を 間違えないように記入してください。

⑥ 管理票の交付枚数

前年度1年間のマニフェスト枚数を廃棄物の種類、運搬・処分業者ごとに集計して記入してください(A~E票の1セットで「1枚」)。

報告書にマニフェストの写しの添付は不要です。

なお、報告数が多く、記入欄が足りない場合は、適宜 コピーして使用してください。

⑦ 運搬・処分受託業者の許可番号

運搬・処分受託業者の許可番号は、産業廃棄物の委託 契約書に添付されている許可証の写しの右上に記載さ れています。許可番<u>号の下6桁を記入</u>してください。

(例:「8900123456」の場合「123456」)

また、環境省ホームページからの検索も可能です。

環境省 HP(産業廃棄物処理業者検索システム)

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/search.php

⑧ 運搬受託者の氏名又は名称

産業廃棄物の収集運搬を委託した<u>収集運搬業者名(マニフェストの「運搬受託者」の欄に記載されている業者名)を記入</u>してください。

また、排出事業者<u>自らが運搬を行った場合は、「自社</u> 運搬」(許可番号欄は空欄)と記入してください。

⑨ 運搬先の住所

産業廃棄物の<u>運搬先(マニフェストの「運搬先の事業</u> 場」の欄の所在地)を記入してください。

≪積み替え保管した場合≫

複数の収集運搬業者が区間を区切って運搬した場合、 第1区間の運搬先の住所は、産業廃棄物の積替え保管場 所の所在地となります。

⑩ 処分受託者の氏名又は名称

産業廃棄物の処分を委託した<u>処分業者名(マニフェス</u>トの「処分受託者」の欄に記載されている業者名)を記入してください。

⑪ 処分場所の住所

産業廃棄物の処分先(マニフェストの「運搬先の事業 場(処分事業場)」の欄の所在地を記入してください。

<u>通常、「運搬先の住所」と同じなので、記入不要</u>です。 <u>最終処分場の住所ではありません</u>のでご注意ください。